

自動販売機設置事業者募集要領

一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)が行う清涼飲料等(酒・ビール等のアルコールを含む商品を除く。)の自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

所在地 大阪北摂霊園内

大阪府豊能郡豊能町高山 235-1、箕面市栗生間谷 2892-1、茨木市泉原 349-3 地内

下記 8 台の自動販売機の設置について、設置事業者の募集を行います。

物件番号	設置場所	台数	設置面積	備考
①	管理事務所 1 階 (屋内)	1	1.00 m ² 未満	
②	管理事務所 2 階 (屋内)	1	1.00 m ² 未満	
③	中央休憩所 (屋外)	1	1.00 m ² 未満	
④	中央休憩所 (屋外)	1	1.00 m ² 未満	
⑤	中央休憩所 (屋外)	1	1.00 m ² 未満	
⑥	5 区休憩所 (屋内)	1	1.00 m ² 未満	
⑦	7 区休憩所 (屋内)	1	1.00 m ² 未満	
⑧	北口休憩所 (屋内)	1	1.00 m ² 未満	
	合計	8		

※設置面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適法な行為によるものである場合に限る)を受けて

いる者

- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 財団又は大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 財団又は大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が財団又は大阪府と契約を締結すること又は財団又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 財団又は大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて財団又は大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 「3 公募条件等」に掲げる清涼飲料等の販売又は清涼飲料等自動販売機の設置（自らが管理・運営するものに限る。）を業とする者であって、能勢町・豊能町・箕面市・豊中市・吹田市・茨木市・池田市のいずれかの市又は町に事業所又は営業所を設け、申込みをする日において営業活動を行っていること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する飲料を販売しようとする場合は、当該許認可等を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪府薬物の濫用に関する条例第2条第1号から第6号までに掲げる薬物又は第9条第4項に規定する知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（法令又は条例の規定により行うことができる行為を除く。）をしないことを誓約できる者であること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 自動販売機の設置期間

自動販売機の設置期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（1年間）とします。ただし、当該設置事業者が平成32年4月1日以降、継続して設置しようとする場合は、当初財団が設定した公募条件を変更しないことを条件として、再度契約申込みを行うことにより、平成34年3月31日までの間、契約をすることができます。

② 使用料

設置する自動販売機で商品を販売して得た代金（消費税及び地方消費税を含む）の総額（以下「売上高」という。）に、設置事業者が提案する財団へ納付する割合（以下「納付率」という。）を乗じた額を、使用料として納入していただきます。

使用料は、財団の発行する請求書により、財団の指定する期限までに全額納入し

ていただきます。

③ その他経費

電気使用料は、自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用料に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気量子メーターについては、適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担となります。設置等に伴う工事に際しては、事前に財団と工事内容及び日程等について協議するとともに、工事中は来園者や職員の安全に努めてください。

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、「1 公募物件」に示す番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

また、設置事業者は、「1 公募物件」に示したすべての場所に必ず自動販売機を設置してください。物件番号①の自動販売機については、ユニバーサルデザイン（障がい者利用用）の自動販売機としてください。

(2) 自動販売機を設置する上での制限・条件など

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機設置の条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。
- ② 設置期間中に「2 応募資格要件（4）」に掲げる許認可等の取消しを受けないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。
- ⑤ ホット・コールドの商品の入替について、構成比・入替時期等に関して、財団と協議すること。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 各自動販売機で販売する品目は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りのお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の飲料とすること。ただし、乳類販売業の許可を有する者については、乳飲料を含めることができる。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑧ 各自動販売機で販売する品数については、できるだけ品数を豊富にすることを心がけ、少なくとも一自動販売機あたり 15 種類以上の商品を揃えること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意すること。
- ② 在庫・補充管理（つり銭を含む）については、当霊園の営業日・時間に応じた体制を組み、商品・つり銭切れのないように対応すること。盆・彼岸及び年末年始といった繁忙時期については、トラブル対応を含めて万全の体制を組むこと。
少なくとも、通常時期においては、土日祝日の前後各 1 日ずつ自販機の維持管理のため、作業員を派遣すること。繁忙時期については、商品・つり銭切れのないよう派遣回数を増やして確認作業を行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で販売する飲料の容器の種類に応じた回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で

適切に回収・処分すること。また、自販機及び回収ボックスについても拭き掃除を行い、常に清潔な状態を保つこと。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、盆・彼岸及び年末年始を含め、設置事業者の責任において誠実に対応すること。また、自動販売機に故障時等の有人対応可能な連絡先を自動販売機に明記すること。（有人対応可能な時間帯は、少なくとも当霊園の開園時間内とする。）
- ⑥ 前号にある問い合わせ及び苦情のほか、自動販売機の故障等が発生した場合は、そのつど、財団へ文書による報告を行うこと。
- ⑦ 設置する自動販売機は、防犯性能を有しているものとします。財団は、万が一、盗難等の被害が発生した場合の損害は負担しません。

(4) 原状回復

設置事業者は、自動販売機の設置期間が満了又は設置事業者の決定が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を財団に請求することができません。

4 応募手続き

(1) 申込方法

申込書類は、受付期間内に持参又は書留で郵送してください。

なお、受付期間を過ぎた申込みや電話、ファックス、インターネット、メール便による申込みは受け付けません。

受付期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月14日（木）必着
【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】
提出先：〒565-0874
吹田市古江台四丁目119 ディオス北千里1番館3階
一般財団法人大阪府タウン管理財団 **霊園管理部 霊園管理課**

※持参、郵送いずれの場合も、申込書類は封入し、封筒表面に「自動販売機応募」と朱書きすること。

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（財団所定様式）
- ② 誓約書1（財団所定様式）
- ③ 誓約書2（財団所定様式）
- ④ 誓約書3（財団所定様式）
- ⑤ 販売品目（財団所定様式）※自動販売機のカタログを添付のこと
- ⑥ 自動販売機設置（経営）状況報告書（財団所定様式）
- ⑦ 店舗所在地図及び写真（財団所定様式）
- ⑧ 「2 応募資格要件（4）」に係る許認可等を証する書面の写し
- ⑨ 会社概要（営業実態が判断できるもの）

⑩ 委任状（代表者名で申し込む場合は不要）

なお、応募申込書等の提出書類には、代表者印（登録済の印）、委任状を提出される方は受任者使用印を必ず使用してください。

5 設置予定事業者の決定

（1） 選定基準

設置予定事業者は、提出された応募書類の審査を行った後、最も高い納付率で申込みをした者を設置予定事業者とします。

（2） くじによる設置予定事業者の決定

2 者以上が同率で最も高い納付率を申し込んだ場合は、当該応募者立会いのもとに、くじにより決定します。

（3） 設置予定事業者の公表

設置予定事業者の決定は**平成 31 年 2 月 15 日（金）**の予定です。

設置予定事業者の決定後、応募者に決定した納付率及び決定した設置事業者名を通知するとともに、財団のホームページに決定した納付率及び設置予定事業者名を掲載します。

6 設置申請の手続き等

設置予定事業者に決定された者は、**平成 31 年 2 月 22 日（金）**までに、下記の書類を財団に提出してください。

- ① 自動販売機の設置申請書（財団所定様式）
- ② 府税事務所の発行する全税目の納税証明書の写し（発行日から 3 か月以内のものに限る。）
- ③ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（発行日から 3 か月以内のものに限る。）

7 設置事業者の決定

設置予定事業者から「6 設置申請の手続き等」に記載の関係書類の提出を受けた後、審査を行い設置事業者に決定します。

8 設置予定事業者及び設置事業者の決定の取消し

（1） 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに自動販売機の設置申請の手続きを行わなかった場合
- ② 設置予定事業者が「2 応募資格要件」に定める応募資格を失った場合
上記の場合、当該区分において最も高い納付率で申込みをした者に次いで高い納付率で申込みのあった者から、順に設置について協議を行います。

（2） 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 設置事業者が「2 応募資格要件」に定める応募資格を失った場合
- ② **平成 31 年 4 月 1 日**を過ぎても自動販売機を設置しない場合。ただし、財団にあらかじめ届け出て、財団が事前に了承した場合を除く。

上記の場合、当該区分において最も高い納付率で申込みをした者に次いで高い納付率で申込みのあった者から、順に設置について協議を行います。

9 契約書の締結

契約書の締結は、平成31年3月1日（金）以降（予定）となります。

10 その他

(1) 自動販売機の設置申請の手続きに要する一切の費用は、設置予定事業者の負担とします。

なお、自動販売機設置予定箇所には、コンセントを設けていますが、自動販売機設置に当たり電気コードの延長やモール等の設置が必要となることがあります。これらに要する費用についても設置事業者の負担とします。

(2) 設置事業者は毎月の販売実績を財団が定める様式により報告するとともに、財団が発行する請求書により指定期日までに「3 公募条件等 (1)②」に定める使用料及び「3 公募条件 (1)③」に定める電気使用料を財団の指定する口座へ振り込むものとします。なお、振込手数料は、設置事業者の負担とします。

11 参考データ

大阪北摂霊園内の自動販売機の売上について（平成29年1月～12月）

<売上本数>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2,327	1,533	4,544	2,385	3,951	2,058	2,501	8,484	3,558	1,901	2,206	2,828

<物件別>

物件番号	使用許可場所	年間売上額	月間電気料
①	管理事務所1階（屋内）	約830,000円	約3,400円
②	管理事務所2階（屋内）	約181,000円	約3,300円
③	中央休憩所（屋外）	約802,000円	約5,200円
④	中央休憩所（屋外）	約915,000円	約5,300円
⑤	中央休憩所（屋外）	約806,000円	約5,700円
⑥	5区休憩所（屋内）	約452,000円	約5,900円
⑦	7区休憩所（屋内）	約542,000円	約5,100円
⑧	北口休憩所（屋内）	約271,000円	約5,800円

※月間電気料は、平成29年度における検針値より算出した概算の電気料です。

12 応募書類の配布及び募集に関する問い合わせ先

吹田市市古江台四丁目119 ディオス北千里1番館3階 一般財団法人大阪府タウン管理財団 霊園管理部 霊園管理課 受付時間：平日 午前10時～午後5時 電話：06-6871-3379
--

大阪北摂霊園内自販機設置場所

